三　食育への対応
1　営業者に期待される役割
営業者は、健康づくりのための食育の推進に積極的に取り組むため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。
⑴　食文化の継承のための食事マナー、調理方法の普及
⑵　食生活の改善の支援
⑶　食品の安全性に関する知識の普及の支援
⑷　食物アレルギー物質の有無の表示
⑸　ヘルシーメニューの開発・提供
⑹　総カロリー表示、塩分量表示等の推進
2　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援
四　禁煙等に関する対策
1　営業者に期待される役割
営業者は、顧客層、経営方針、店の規模等に配慮した上で、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。
⑴　受動喫煙の防止
⑵　酒類提供店における飲酒運転根絶に向けた必要な措置
2　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援
五　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））
1　営業者に期待される役割
営業者は、地域住民に対してすし店営業の存在、提供する商品やサービスの内容及び営業の社会的役割・意義をアピールするとともに、地域で増加する生活弱者（高齢者、障害者、子育て・共働き世帯）の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置づけが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生・強化や商店街の活性化につなげること。
⑴　地域の街づくりへの積極的な参加
ア　祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
イ　商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出
⑵　「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成
⑶　商店街の空き店舗の有効的活用（子育て支援施設、高齢者交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用）
⑷　商店街運営店主との共同経営店舗の出店、買い物代行サービス、インターネット販売
⑸　Ｂ級ご当地グルメ等地域資源を活用した地域おこし
⑹　地元農家や各種団体と連携した朝市の開催
⑺　福祉施設における食事の提供
⑻　共同ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
⑼　地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力
⑽　地産地消の推進
⑾　災害対応能力及び危機管理能力の維持向上
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
⑵　業種を超えた相互協力の推進
⑶　地域における特色ある取組の支援
⑷　自治会、町内会、地区協議会、ＮＰＯ、大学等との連携活動の推進
⑸　商店街役員へのすし店営業の若手経営者の登用

六　東日本大震災への対応
東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取組を進めていくこと。
1　営業者に期待される役割
⑴　被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
⑵　被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
⑶　節電・省エネへの適切な対応
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　同業者による支え合い（太い「絆」で再強化）
⑵　節電啓発や節電行動に対する支援
⑶　節電に資する共同利用施設（共同蓄電設備等）の設置
3　国及び都道府県
東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災営業者及び被災組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。
⑴　被災営業者の営業再開のための施策
⑵　東日本大震災を教訓とした緊急に実施する必要性が高く、即効性の高い防災、減災等の施策
4　日本政策金融公庫に期待される役割
被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施

○国土交通省告示第三百十号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年三月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏
昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を改正する告示
昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。
二の2の㈠の㈠中「六百七十円」を「六百九十円」に改め、二の2の㈠の㈡中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、二の2の㈡の㈠中「五百三十円」を「五百五十円」に改め、二の2の㈡の㈡中「二百円」を「二百十円」に改める。
附　則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十一号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年三月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏
昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を改正する告示
昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を次のように改正する。
二の1の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改め、四の1の㈠中「三千円」を「三千百円」に改め、四の1の㈡中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、四の2の㈠中「三千円」を「三千百円」に改め、四の2の㈡中「三千六百円」を「三千七百円」に改める。
附　則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。